

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

– 税務行政の将来像2.0 –

令和3年6月11日
国税庁

はじめに

デジタルの活用によりサービスや仕事の在り方を変革する、デジタル・トランスフォーメーションを推進する動きが社会全体で広まっています。行政のデジタル・トランスフォーメーションについても、昨年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、その必要性が示されており、本年9月に設置されるデジタル庁の主導の下、取組が進められる予定です。

国税の申告や納付も、デジタルを活用すれば、より簡単に、より便利にできるようになります。税務署や国税局の業務も、より効率的に、より高度に行なうことが可能となります。誠実に納税を行っている多くの方々が不公平を感じることのないよう、デジタルの利点を最大限に生かし、税務行政を進めていくことが重要です。

このような観点も踏まえ、今般、「税務行政の将来像」（平成29年6月公表）を改定し、「デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し」（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション）に取り組んでいく方針を明確にしました。

併せて、目指すべき将来像について、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえてアップデートしました。具体的には、これまでと同様、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2つの柱としつつ、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向けた構想を示すとともに、課税・徴収におけるデータ分析の活用等の取組を更に進めていくこととしています。

経済社会や技術環境は目まぐるしく変化しています。そうした変化に柔軟に対応し、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を的確に果たしていくためには、スピード感をもって取組を進めることが重要です。また、目指すべき将来像や取組の内容についても、時代の変化に応じ、絶えずバージョンアップしていく必要があります。

税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの着実かつ継続的な実施により、国民にとって利便性が高く、かつ、適正・公平な社会の実現に貢献していきたいと考えています。

目 次

はじめに	2
1 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（総論）	
・税務行政のデジタル・トランスフォーメーション	5
・基本的な指針	6
2 あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会（将来構想）	
・あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指して	8
・構想1：税務署に行かずにできる「確定申告（納付・還付）」（申告の簡便化）	9
・構想2：税務署に行かずにできる「申請・届出」（申請等の簡便化）	10
・構想3：税務署に行かずにできる「特例適用状況の確認等」（自己情報のオンライン確認）	11
・構想4：税務署に行かずにできる「相談」①（チャットボットの充実等）	12
・構想5：税務署に行かずにできる「相談」②（プッシュ型の情報配信）	13
・あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指して【工程表】	14
・（参考）e-Tax利用率の推移	16
・（参考）納付手段の多様化とキャッシュレス納付の推進	17
3 「課税・徴収の効率化・高度化」に関する取組状況	
・申告内容の自動チェック	19
・AI・データ分析の活用	20
・照会等のオンライン化	21
・Web会議システム等の活用（リモート調査）	22
・（参考）国際的な課税・徴収逃れへの対応	23
・（参考）共通報告基準（CRS）による情報交換の対象国及び情報授受件数	24
4 「税務行政の将来像2.0」を実現するためのインフラ整備	
・システム高度化と人材育成	26
・内部事務の集約処理（センター化）	27
・関係機関（地方税当局・関係民間団体等）との連携・協調	28

1 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション (総論)

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し

(基本的な指針)

利用者目線の徹底

万全なセキュリティの確保

業務改革（BPR）の徹底

税務行政の将来像2.0*



ICT社会への
的確な対応

税務手続の
抜本的な
デジタル化

あらゆる税務手続
が税務署に行かず
にできる社会

1 納税者の利便性の向上
(スムーズ・スピーディ)

申告・申請等の簡便化

自己情報のオンライン確認

チャットボットの充実等

プッシュ型の情報配信

課税・徴収の効率化・高度化
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

AI・データ分析の活用

照会等のオンライン化

Web会議システム等の活用

重点課題への
的確な取組

租税回避への対応

富裕層に対する
適正課税の確保

消費税不正還付
等への対応

大口・悪質事案
への対応

(インフラ整備)

システム高度化と人材育成

内部事務の集約処理

関係機関との連携・協調

* 平成29年に公表した「税務行政の将来像」について、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえ、アップデートしたもの。

基本的な指針

税務行政のデジタル・トランスフォーメーションについては、政府の方針に基づき、以下を基本的な指針として取り組みます。

1 利用者目線の徹底

デジタルに不慣れな方も含め、多様な利用者の意見に耳を傾けつつ、「すぐ使って」、「簡単」で、「便利」な行政サービスを提供し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる」社会を目指します。

2 万全なセキュリティの確保

データの連携や分析に当たっては、納税情報を含む守秘性の高いデータを扱うことから、セキュリティの確保に万全を期します。

3 業務改革（BPR）の徹底

既存の制度や業務を前提にそのデジタル化を図るのではなく、デジタル化の利点を生かした業務改革（BPR）に取り組みます。全ての業務の在り方や職員の働き方を不斷に見直すとともに、データの活用により課税・徴収を効率化・高度化し、組織としてのパフォーマンスの最大化を目指します。

(参考) デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（令和2年12月25日閣議決定）（抜粋）

社会全体のデジタル化を進めるには、まずは国・地方の「行政」が、自らが担う行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、ユーザー視点に立って新たな価値を創出するデジタル・トランスフォーメーションを実現し、「あらゆる手続が役所に行かずにできる」、「必要な給付が迅速に行われる」といった手續面はもちろん、規制や補助金等においてもデータを駆使してニーズに即したプッシュ型のサービスを実現するなど、ユーザー視点の改革を進めていくことが必要である。

2 あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会 (将来構想)

あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指して

税務署に行く理由
(主なもの)



税務署に行かなくてもできるようにするために実現を目指す仕組み

確定申告
(納付・還付)

申請・届出

特例適用状況
の確認

納税証明書
の入手

相談

申告・申請等の簡便化 ⇒ 構想 1・2

- 必要なデータを自動反映
- 納付、還付は登録済口座を利用
- 手続自体の要否を見直し
- 入力項目は最少限に

数回のクリック・
タップで完了

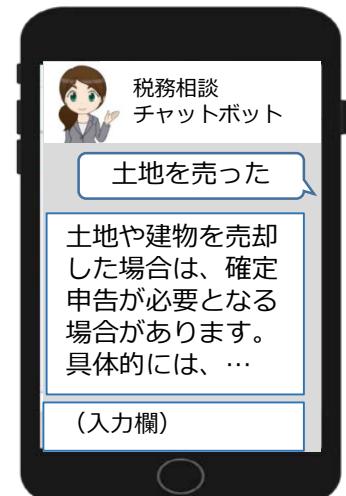
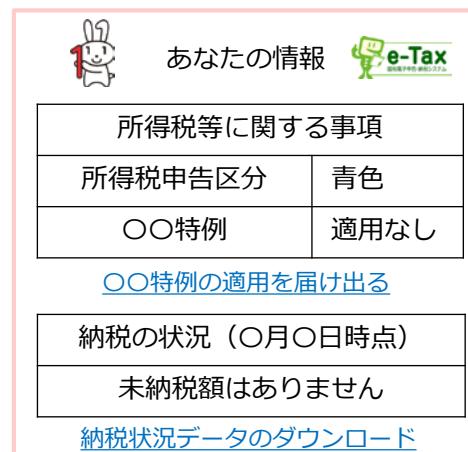
自己情報のオンライン確認 ⇒ 構想 3

マイナポータルや
e-Taxのアカウント画面で
特例適用や納税の状況を確認

チャットボット*の充実等 ⇒ 構想 4

プッシュ型の情報配信 ⇒ 構想 5

* 質問内容を入力するとAIを活用して自動で回答を表示するサービス



構想 1：税務署に行かずしてできる「確定申告（納付・還付）」（申告の簡便化）

確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みの実現を目指します。

（現状：税務署に行く場合）

① 申告に必要な情報を入手・整理
(例)

- ・源泉徴収票（給与・年金）
- ・生命保険料控除証明書 等

※ほとんどが紙で交付



② 税務署（申告相談会場）を往訪
※確定申告期は混雑



③ 申告データを作成するシステム
(国税庁HP「確定申告書等作成
コーナー」)に必要な事項を個々
に入力
※還付金振込口座は毎年入力



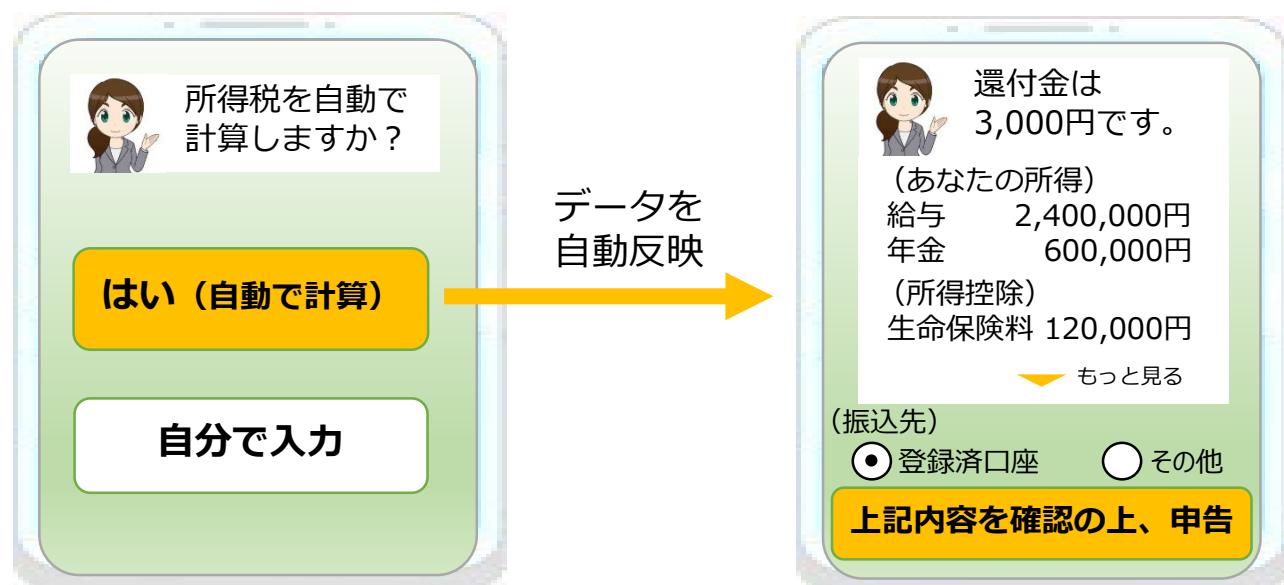
④ e-Taxで申告データを送信

（将来のイメージ）

① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択

② 「自動で計算」を選択

③ 内容を確認の上、申告



※個々の項目や還付金振込口座の入力は不要
(振替納税を利用すれば納付も自動に)

（注）

- ・国税庁では、マイナポータルを通じて入手したデータを申告データに自動的に取り込む仕組みの整備を進めています。
(既に取込可能：生命保険料、特定口座取引等。令和4年～：損害保険料、ふるさと納税等)
- ・必要な全てのデータを自動的に取り込むためには、データ交付の普及（発行者の協力）やシステムの刷新等が必要になります。
- ・国税庁の提供する「年調ソフト」を利用すれば、年末調整関係書類についても必要なデータを自動的に取り込むことが可能です。

構想2：税務署に行かずしてできる「申請・届出」（申請等の簡便化）

ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することは不要とする）を徹底する観点から、申請や届出については、その要否を不斷に見直します。その上で、必要なものについては、入力事項を最少限にし、数回のクリック・タップで手続が完了する仕組みの実現を目指します。

（現状・課題）

- 申請や届出は、個々の手続ごとに様式が定められている
- オンライン（e-Tax）による場合も、基本的には書面様式を前提としたフォーマットへの入力が必要

（書面様式のイメージ）

（注）

- これまででも、e-Taxで国に提出した財務諸表データについては地方自治体への提出を不要とするなど、ワンスオンリーの実現に向けて取り組んでいます。
- 利用者目線に立ったサービスを提供するため、デジタル庁をはじめとする他省庁とも協働しつつ、国税以外の行政手続も含めたワンストップ・サービスの実現を目指します。

（将来のイメージ）

- ① マイナポータルの「あなたの情報」又はe-Taxのアカウント画面（構想3参照）から必要な手続を選択

- ② 必要な項目をチェックの上、「届け出る」等を選択

構想3：税務署に行かずしてできる「特例適用状況の確認等」（自己情報のオンライン確認）

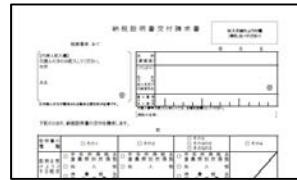
特例適用（青色承認、消費税簡易課税等）や納税（未納税額がない旨等）の状況については、マイナポータルやe-Taxにより確認できる仕組みの実現を目指します。

（現状：納税証明書の例）

① 税務署を往訪



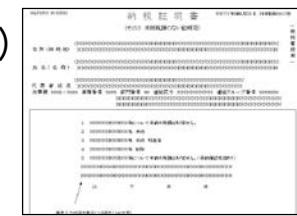
② 交付請求書を記入・提出



③ 納税証明書（紙）の受領



④ 金融機関等に対して納税証明書（紙）を提出



（将来のイメージ）

マイナポータルの「あなたの情報」又はe-Taxのアカウント画面において、過去に提出した申請・届出の状況や納税の状況を確認。



あなたの情報



所得税等に関する事項	
所得税申告区分	青色
〇〇特例	適用なし

[〇〇特例の適用を届け出る](#)

納税の状況（〇月〇日時点）	
未納税額はありません	

[納税状況データのダウンロード](#)

（注）

- ・ 納税証明書の交付請求及び受領はオンライン（e-Tax）によることも可能です。
- ・ オンラインで交付するPDFデータにQRコードを表示し、真正性を確保する仕組みを提供予定です（令和3年7月予定）。

- ・ e-Taxで送信した申告データは現状でもe-Tax上で確認することができます。このほか、書面で提出した申告書等のイメージデータもe-Tax上で確認できる仕組みの提供に向けて必要な作業を進めています（令和4年5月開始予定）。
- ・ 本構想は、申告以外のデータも対象とするものです。現時点では、e-Taxのアカウント画面で自己情報を表示する機能を整備した上、個人の方についてはマイナポータルでも確認できるよう、データを連携するという方法を想定しています。

構想4：税務署に行かずしてできる「相談」①（チャットボットの充実等）

税務手続に関する不明な点は、オンラインで調べればすぐに解決できるよう、チャットボット^{*1}やタックスアンサー^{*2}について、内容の充実や使い勝手の向上を図っていきます。

* 1 質問内容を入力するとAIを活用して自動で回答を表示するサービス * 2 よくある質問に対する回答（国税庁ホームページに掲載）

（現状）

- ・チャットボットは、サービスの運用を開始してから間もないため、対応項目が限定

（注）年末調整については令和2年10月から、確定申告については令和3年1月から運用を開始しており、累計400万件超の質問を受け付けています。

- ・タックスアンサーは、税目ごとに分類
- ・大きな分類項目から小さな分類項目へと順次選択していく構造となっており、知りたい情報にたどり着きにくい点が課題

タックスアンサー（よくある税の質問）

所得税

医療費を支払ったとき

分類コード

No.1120 医療費を支払ったとき（医療費控除）

1 医療費控除の概要

その年の1月1日から12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合は、その医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を計算される（下記2参照）

2 医療費控除の対象となる医療費

(1) 病院が運営する医療機関

（将来のイメージ）

タックスアンサーの改善 (令和4年4月リリース予定)

1 あなたの職業について教えてください。

自営業 会社員・公務員 …

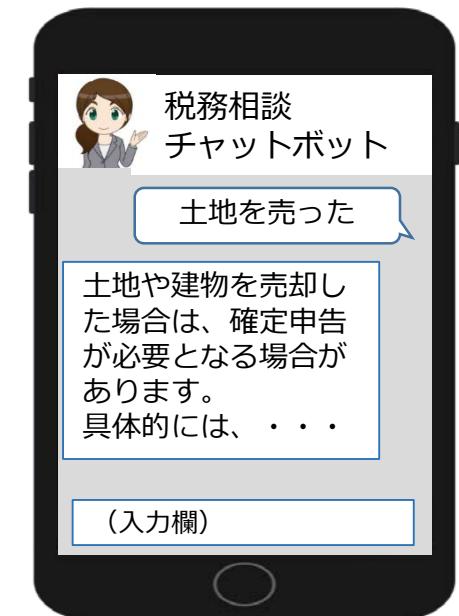
2 あなたの状況について教えてください。

病院に行った 土地を相続した …

（タックスアンサー）

No.○ 医療費を支払ったとき（医療費控除）
No.○ 医療費控除の対象となる医療費

チャットボットの充実
(対応項目を順次拡大)



（注）

- ・これらの利用状況を踏まえ、国税庁ホームページの内容も随時改善していきます。
- ・デジタル機器に不慣れな方も安心して相談できるよう電話相談の充実（技術の進展に伴う機能追加、専用ダイヤルの導入等）に取り組むほか、チャットボットで解決しない場合は電話相談など職員による対応につながる仕組みの導入等も検討していきます。

構想5：税務署に行かずしてできる「相談」②（プッシュ型の情報配信）

マイナポータルやe-Taxのお知らせを通じ、申告の要否や適用できる特例など、個々の納税者の状況に応じた情報（カスタマイズ情報）をプッシュ型で提供する仕組みの実現を目指します。

(将来のイメージ)

例1：災害にあった方へのお知らせ



お知らせ



- 〇月〇日に発生しました地震の影響により、お住まいの地域（〇〇市）につきましては、所得税及び消費税の申告期限及び納期限が延長されています。

[申告期限等の延長について（詳細）](#)

- 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで①所得税法の雑損控除又は②災害減免法の適用を受けることができます。

[雑損控除と災害減免法（詳細）](#)

- ⋮

例2：申告が必要な方へのお知らせ



お知らせ



- 不動産を売却した場合、所得税の確定申告が必要となる場合があります。

[確定申告が必要かどうか確認する](#)

↓

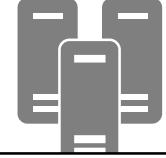


申告シミュレーション

譲渡物件：土地
物件所在地：〇〇県〇〇市…
譲渡収入：10,000,000円

取得価額 円

譲渡費用 円



国税庁のシステム

法定調書情報 *

* 不動産業者が、誰からどの不動産をいくらで購入したかを記載した調書を税務署に提出する制度があります。

(注) 災害等に関する情報については、現在も国税庁ホームページにおいて、適時に必要な情報を提供するよう取り組んでいます。

あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指して【工程表】①

○ 確定申告（必要なデータの自動取込等）

		データ（主な保有機関等）	実現時期（注1）			
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024) 以降
所得	年金	年間収入金額（日本年金機構）			令和5年1月～	
	給与	年間収入金額（勤務先）			※未定 ⇒ 実現方式の検討が必要（注2）	
	事業・雑	収入、経費（会計ソフト・支払調書）				
	特定口座取引	取引金額（証券会社）	令和3年1月～（対応する証券会社を順次拡大）			
所得控除	生命保険料	保険料支払額（生命保険会社）	令和3年1月～（対応する保険会社を順次拡大）			
	地震保険料	保険料支払額（損害保険会社）		令和4年1月～（対応する保険会社を順次拡大）		
	社会保険料	国民年金保険料負担額（日本年金機構）			令和5年1月～	
	医療費	医療費支払額（審査支払機関）		令和4年2月～		
	ふるさと納税	寄附金額（仲介業者）		令和4年1月～（対応する仲介業者を順次拡大）		
その他	住宅ローン	年末残高（金融機関）	令和3年1月～（対応する金融機関を順次拡大）			

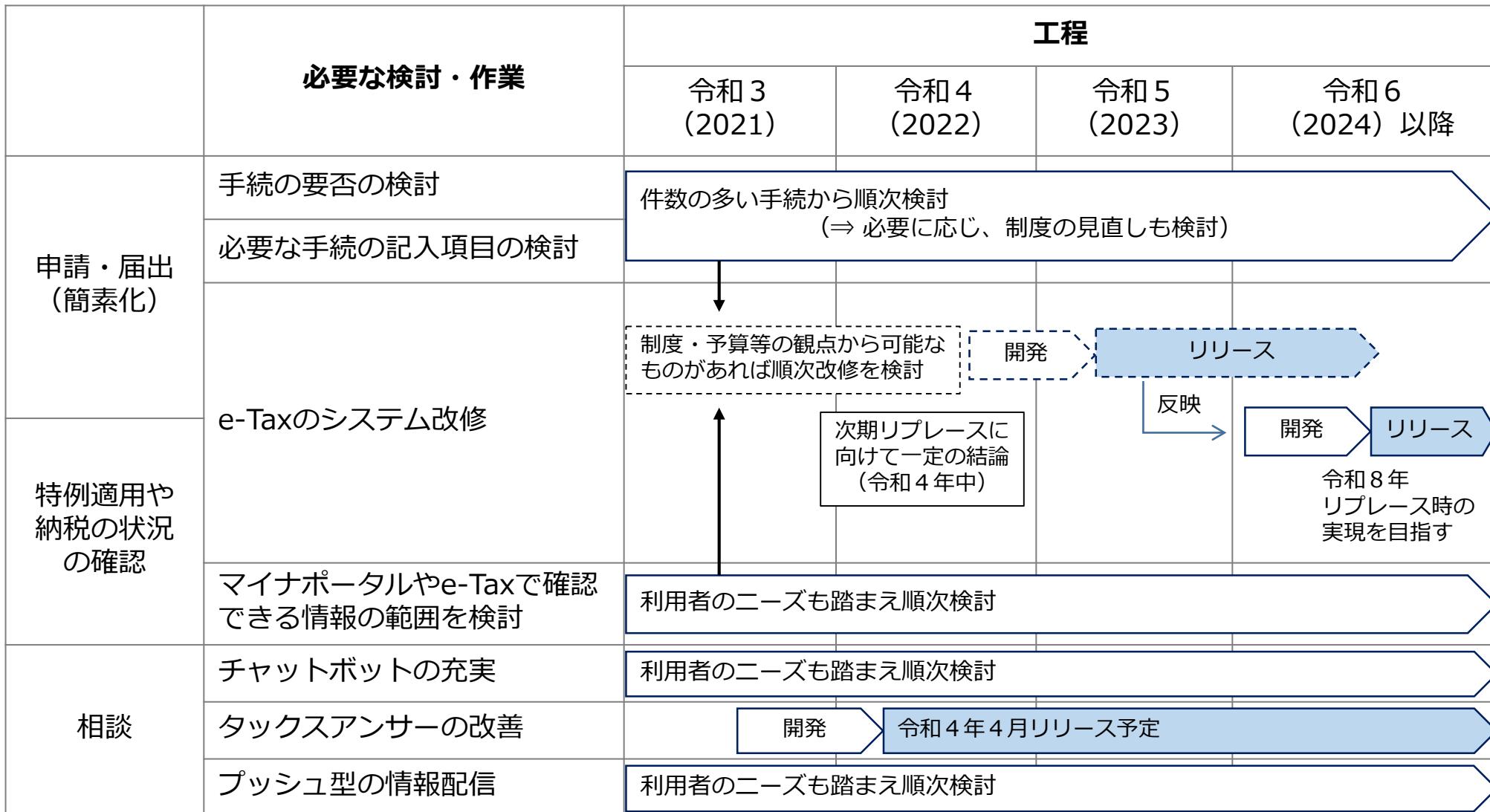
（注1） 実現時期は「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）の記載等に基づく現時点の見通し。

（注2） 給与の源泉徴収票については、令和4年1月以降、所定のクラウドに保存する方式による提出が可能となる予定。

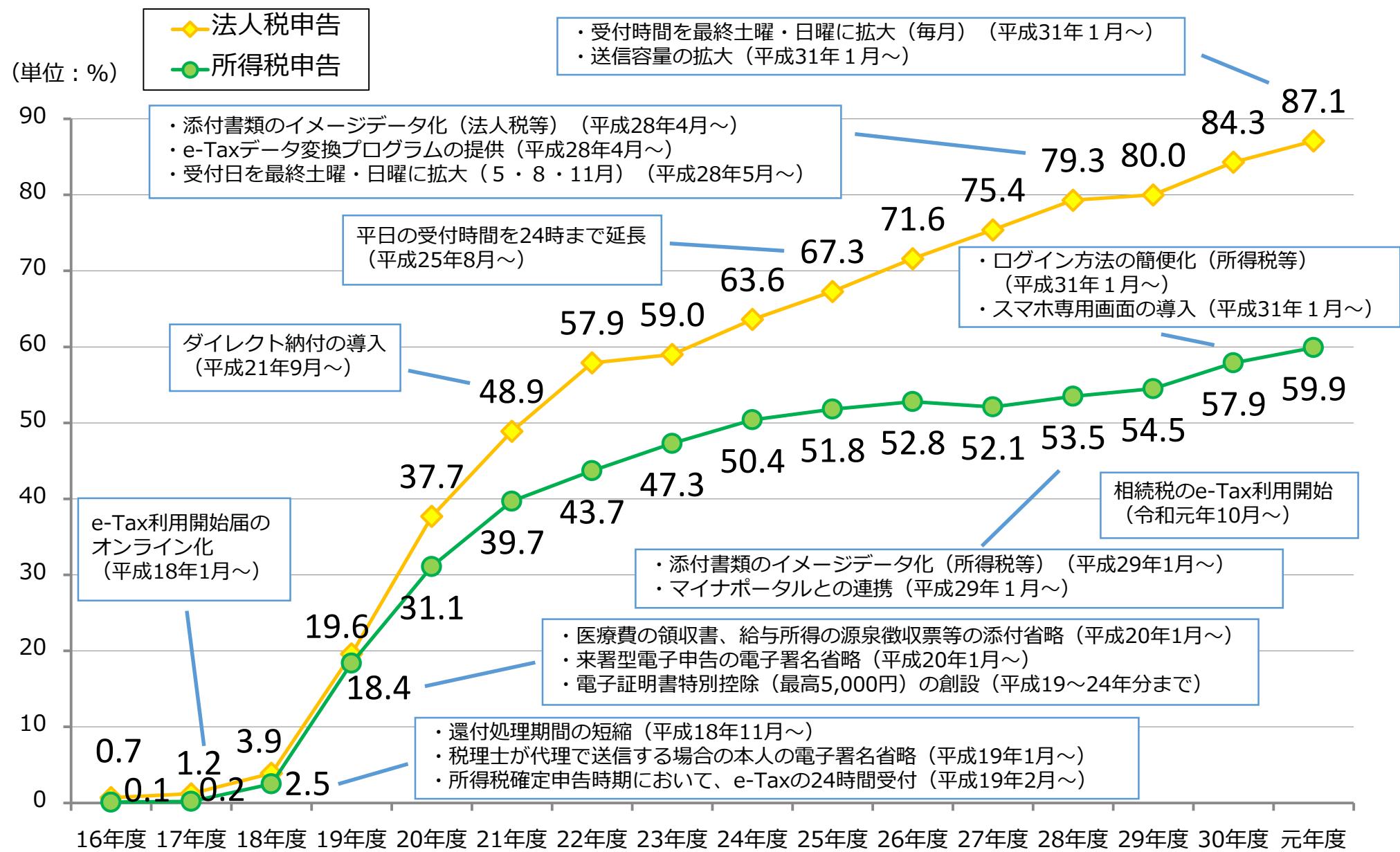
また、確定申告書等作成コーナー（申告データを作成できる国税庁ホームページ上のシステム）において、スマートフォンのカメラで源泉徴収票（紙）を読み取ることにより金額等を自動入力できる機能を提供する予定（令和4年1月リリース予定）。

あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指して【工程表】②

○ 確定申告以外



(参考) e-Tax利用率の推移



(参考) 納付手段の多様化とキャッシュレス納付の推進

税務署に行かなくても納付が行えるよう、従来、様々な納付手段を提供しています。納税者の利便性を向上させるとともに、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、引き続き金融機関や関係省庁と協力して、キャッシュレス納付の推進に取り組んでいきます。

納付手段の多様化

従来の手段：税務署窓口、金融機関窓口、振替納税（登録口座からの自動引落し）

+

- ・インターネットバンキング（平成16年6月～）：金融機関のサービスを利用したオンライン納付
- ・コンビニ納付（バーコードは平成20年1月～、QRコードは平成31年1月～）
- ・ダイレクト納付（平成21年9月～）：e-Taxを利用したオンライン納付
- ・クレジットカード納付（平成29年1月～）：専用サイトを利用したオンライン納付
- ・スマートフォンを使用した決済サービスによる納付（令和4年1月導入予定）

キャッシュレス納付の推進に向けた取組

- ・税理士や未利用者に対する利用勧奨
- ・関係民間団体や金融機関と連携した周知・広報
- ・金融機関や総務省等との協働による対応策の検討・実施

(参考) 国税の納付件数（手段別内訳：令和2年度実績）



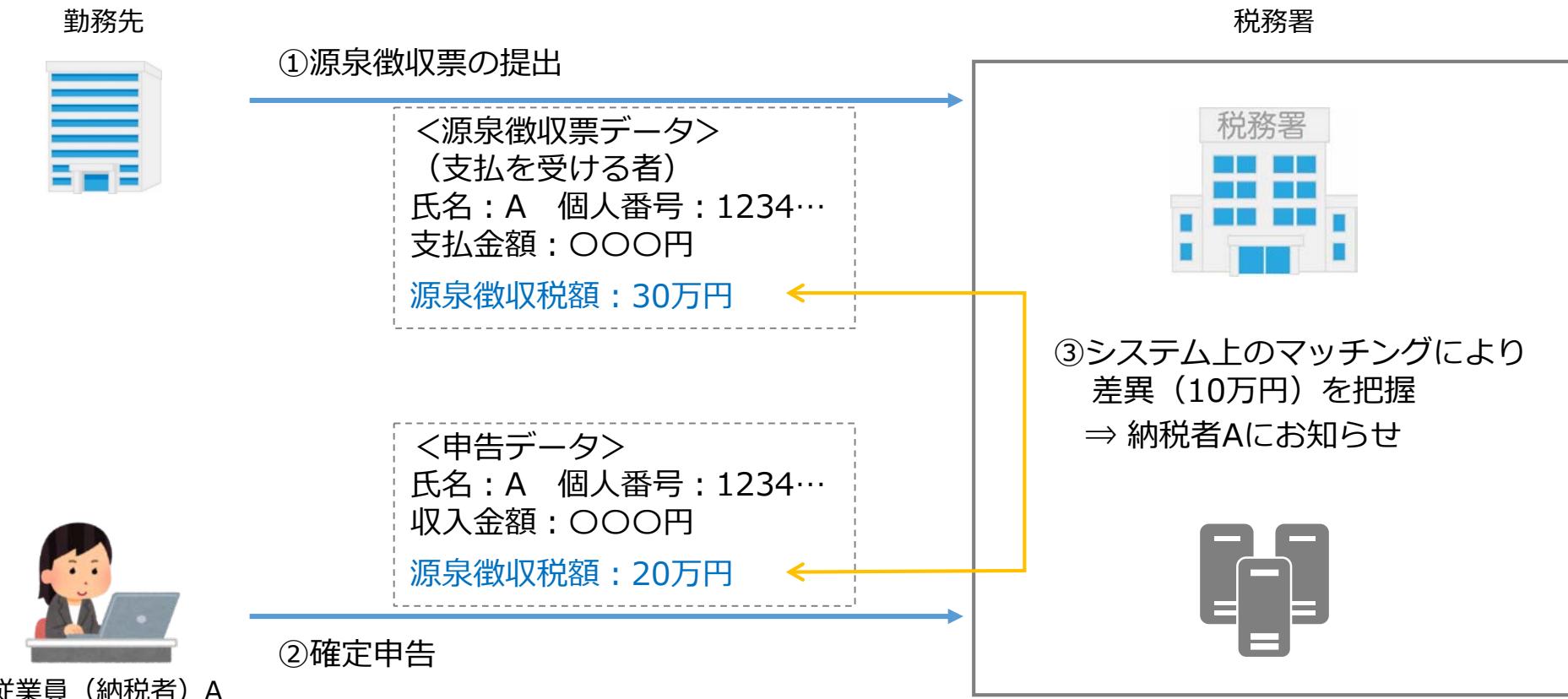
* 「キャッシュレス納付」とは、現金（紙幣・硬貨）を使用しない非対面の納付方法を意味し、振替納税・ダイレクト納付・インターネットバンキング・クレジットカード納付の合計を指す。

3 「課税・徴収の効率化・高度化」に関する取組状況

申告内容の自動チェック

マイナンバーや法人番号をキーとして、納税者から申告された内容と国税当局が保有する各種データをシステム上でマッチングし、効率的に誤りを把握する取組を進めています（マッチングできるデータの拡大と正確性の向上を目指しています）。

(例：源泉徴収税額の過不足)



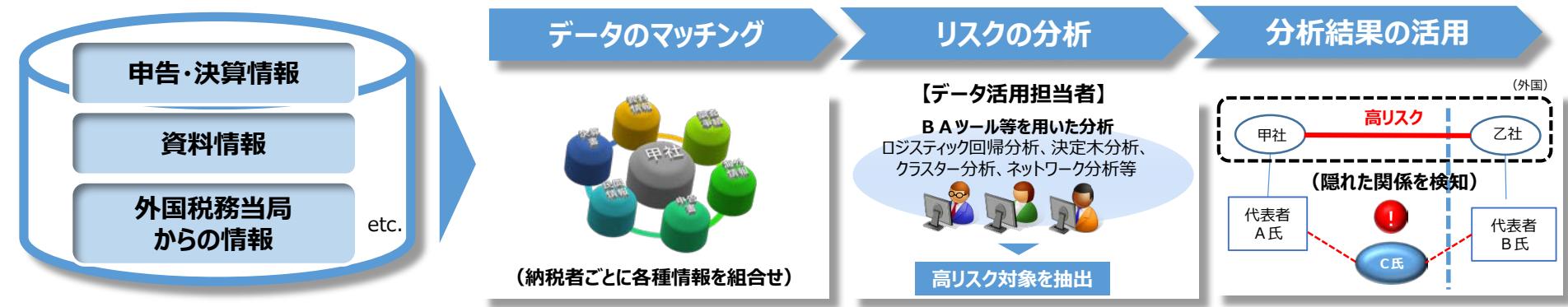
(注)

- 給与所得の源泉徴収票は、原則として年収500万円超の方の分が税務署に提出される一方、地方税当局には、原則として全ての方の給与支払情報が報告されています。その他のデータも含め、国・地方の連携を図っていくことが重要と考えています。

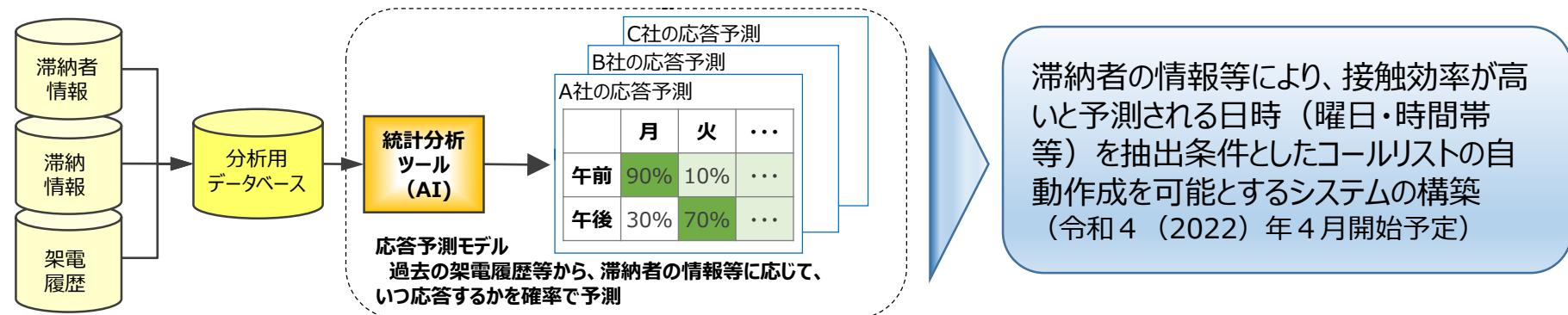
AI・データ分析の活用

将来的なAIの活用も見据え、幅広いデータの分析により、申告漏れの可能性が高い納税者の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいます。

- 申告内容や調査事績、資料等の情報のほか、民間情報機関や外国政府から入手する情報など、膨大な情報リソースを、BAツール※等を用いて加工・分析を行い、有機的なつながりやデータ間の関連性を把握することにより、高リスク対象を抽出。



- 滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析して応答予測モデルを構築。応答予測に基づき作成した効果的なコールリストにより、接触効率の向上を図ることで電話催告事務を効率化・高度化。



※ BA (Business Analytics) ツール：統計学や機械学習等の技術を用いてデータ分析を行うツール。

照会等のオンライン化

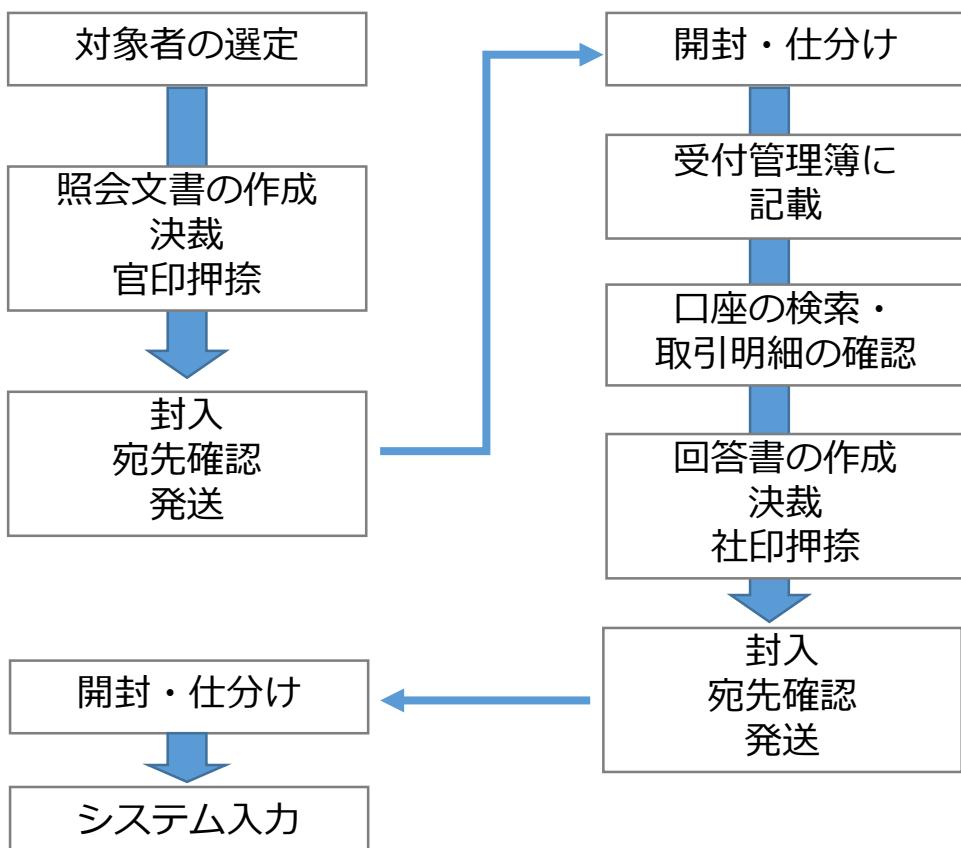
官民の業務の効率化を図る観点から、これまで書面や対面により行っていた①金融機関への預貯金照会や②税務調査における必要な資料の提出について、オンライン化を図ります。

【①令和3年10月～（予定） ②令和4年1月～（予定）】

（現状：書面による預貯金照会の業務フロー）

税務署側

金融機関側



（オンライン化のイメージ）

金融機関

①税務調査や滞納整理のために
必要な預貯金情報について
専用回線により照会・回答



PDFファイル

②税務調査で必要な書類
はe-Taxで送信

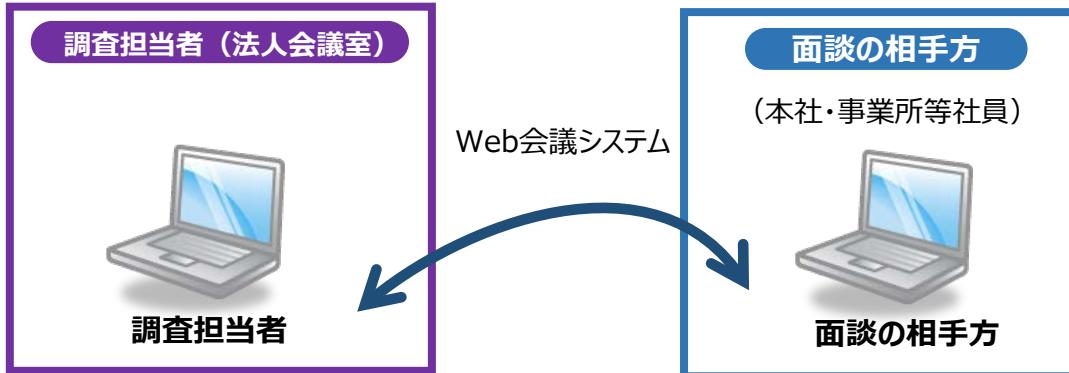


納税者

Web会議システム等の活用（リモート調査）

納税者の理解を得て、税務調査の効率化を進める観点から、大規模法人を対象にWeb会議システムなどを利用したリモート調査を実施しています。【令和2年7月～】
国税庁においても必要な機器・環境の整備を進め、リモート調査の拡大に取り組んでいきます。

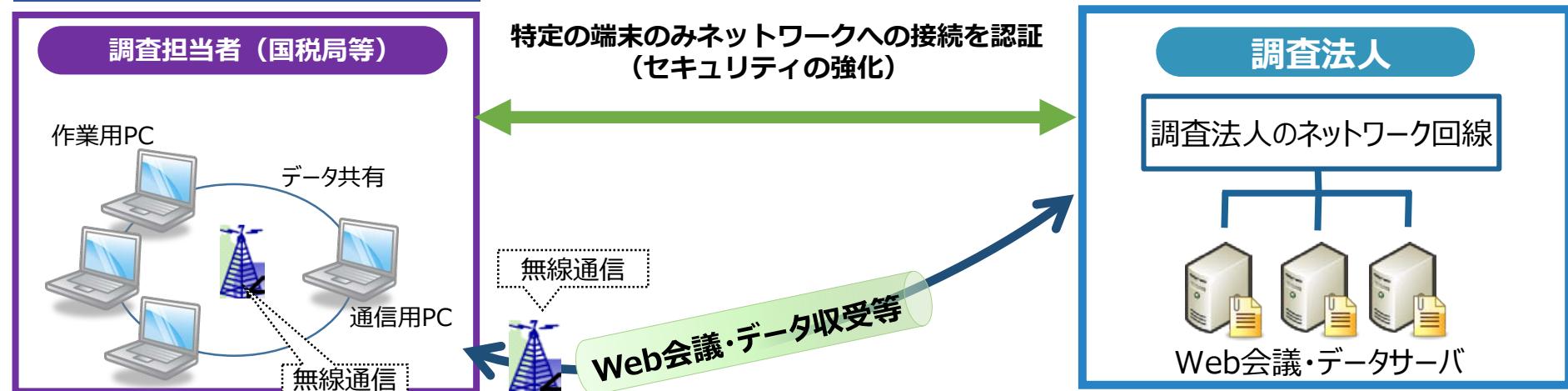
Web会議システムの活用の例



Web会議システム利用の前提

- 税務調査では機密性の高い情報のやり取りが行われることやシステムの脆弱性に起因するリスクがあることを相手方が理解していること
- 調査法人が、通常業務において機密性の高い情報のやり取りを含め当該Web会議システムを利用
- 調査法人の管理・支配する場所等において、相手方の使用に供する機器・接続環境を利用して、セキュリティポリシーの範囲内で活用する

リモート調査の例



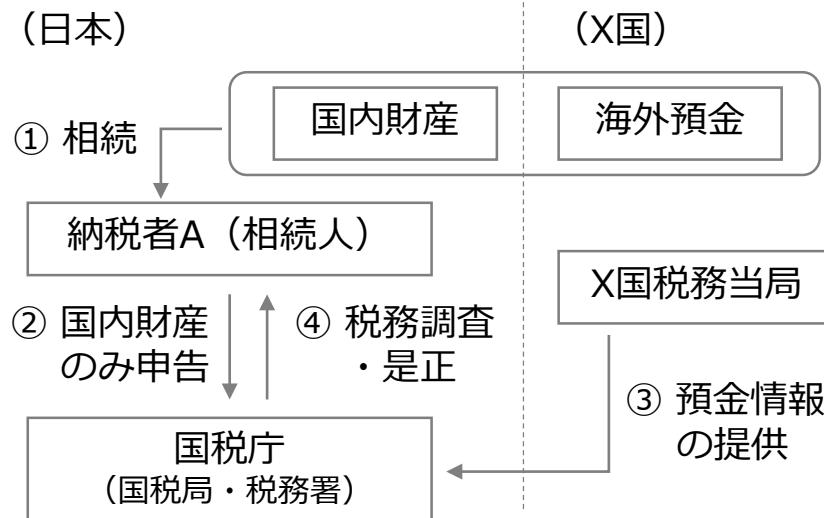
(参考) 国際的な課税・徴収逃れへの対応

国際的な取引や海外の資産を利用した悪質な課税・徴収逃れに対しては、外国税務当局との情報交換や徴収共助により、厳正かつ的確な対応を行っています。引き続き、外国税務当局との連携・協調を拡大・強化し、適正・公平な課税・徴収の実現に取り組んでいきます。

(外国税務当局との連携・協調による課税・徴収の事例)

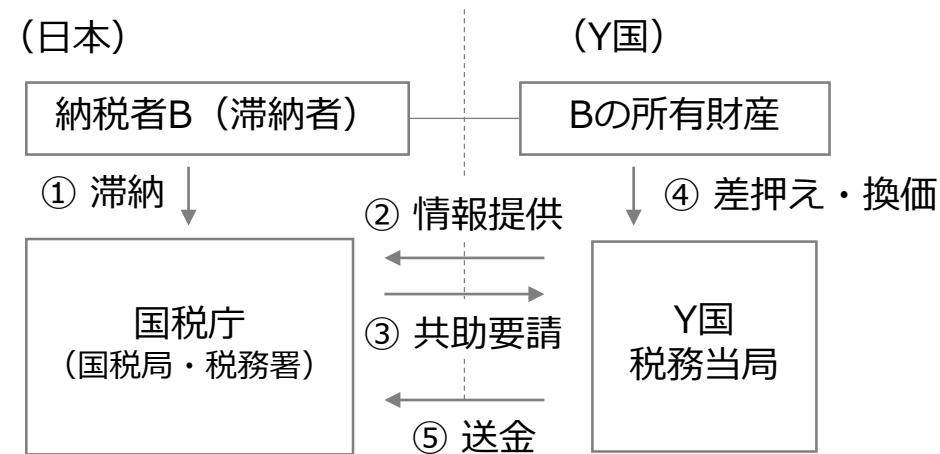
事例 1：海外預金の申告漏れの把握

- ① 納税者Aは、国内の財産のほか、海外（X国）の預金（被相続人名義）も相続。
- ② Aは、相続税申告において国内財産のみ計上。
- ③ X国税務当局から国税庁（日本）に預金情報（CRS情報）を提供。
- ④ 税務調査により、申告漏れを是正。



事例 2：徴収共助による滞納国税の徴収

- ① 納税者Bは、国税を滞納しているが、国内には十分な財産を保有していない。
- ② 国税庁は、Y国税務当局からの情報提供により、BがY国に財産を保有していることを把握。
- ③ 国税庁からY国税務当局に共助要請。
- ④ Y国税務当局はY国内の財産を差押え・換価。
- ⑤ 日本への送金により、滞納国税の全額を徴収。



(参考) 共通報告基準 (CRS) による情報交換*の対象国及び情報授受件数

* 各国税務当局が、自国に所在する金融機関等から、非居住者が保有する金融口座に関する情報の報告を受け、その非居住者の居住地国の税務当局に対して提供するもの。租税条約等の情報交換規定に基づき、国際基準であるCRS (Common Reporting Standard) に従って実施される。

(CRSの対象国及び情報授受件数)

欧州・NIS諸国 (43)						
アイスランド	(英)ジャージー	サンマリノ	(丁)グリーンランド	ベルギー	ルーマニア	
アイルランド	(英)マン島	スイス	(丁)フェロー諸島	ポーランド	ルクセンブルク	
アゼルバイジャン	エストニア	スウェーデン	ドイツ	ポルトガル	ロシア	
アンドラ	オーストリア	スペイン	ノルウェー	マルタ		
イタリア	オランダ	スロバキア	ハンガリー	モナコ		
英國	キプロス	スロベニア	フィンランド	ラトビア		
(英)ガーンジー	ギリシャ	チェコ	フランス	リトアニア		
(英)ジブラルタル	クロアチア	デンマーク	ブルガリア	リヒテンシュタイン		

欧州・NIS諸国
受領: 299,313(41)
提供: 64,129(38)

中東・アフリカ
受領: 32,755(11)
提供: 2,174(5)

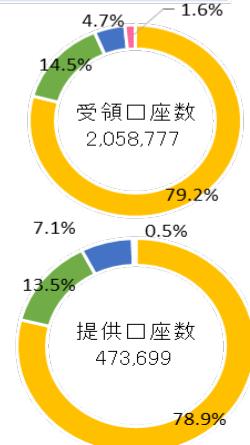
中東・アフリカ(11)
アラブ首長国連邦
イスラエル
カタール
ガーナ
クウェート
サウジアラビア
セーシェル
バーレーン
南アフリカ共和国
モーリシャス
レバノン

アジア・大洋州 (16)			
インド	サモア	(中)香港	パキスタン
インドネシア	シンガポール	(中)マカオ	バヌアツ
オーストラリア	大韓民国	ナウル	マーシャル諸島
クック諸島	中華人民共和国	ニュージーランド	マレーシア

(令和元事務年度確定値)

北米・中南米 (25)

アルゼンチン
アンティグア・バーブーダ
ウルグアイ
(英)アンゴラ
(英)英領バージン諸島
(英)ケイマン諸島
(英)ターコス及びカイコス諸島
(英)バミューダ諸島
(英)モントセラト
カナダ
グレナダ
コスタリカ
コロンビア
セントクリストファー・ネーヴィス
セントビンセント及びグレナディーン諸島
セントルシア
チリ
パナマ
パラマリボ
バルバドス
ブラジル
ベリーズ
メキシコ
(蘭)アルバ
(蘭)キュラソー



4 「税務行政の将来像2.0」を実現するための インフラ整備

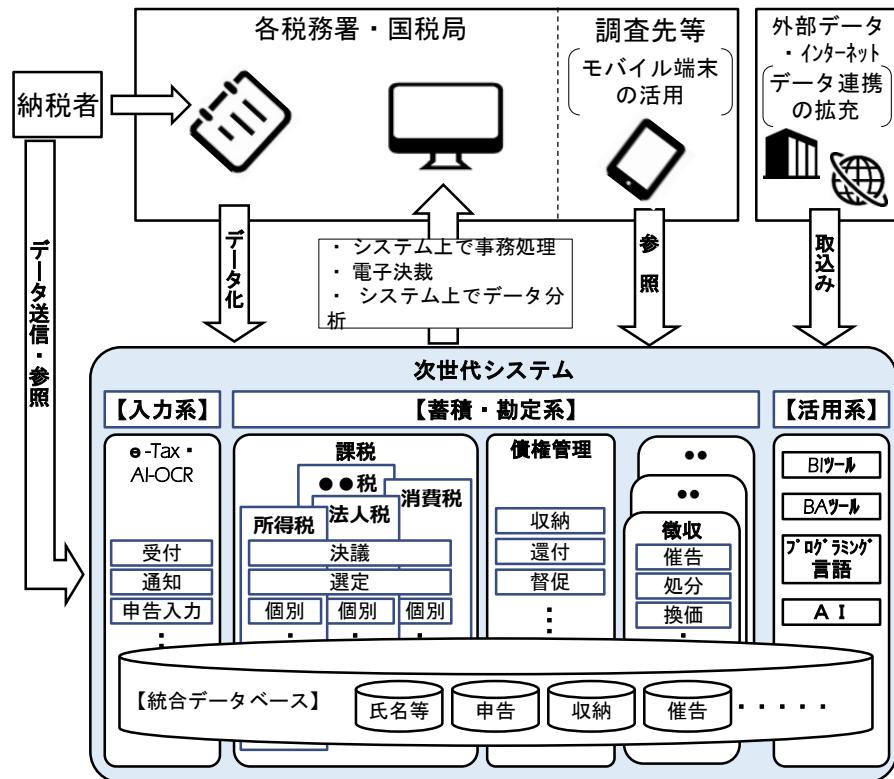
システム高度化と人材育成

「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」に向けた施策を支えるため、基幹システムの刷新（次世代システムの開発）や、データ分析を行うことのできる人材の育成に取り組んでいます。
【次世代システムについては、令和8年リリース予定】

システム高度化

次世代システムの開発コンセプト

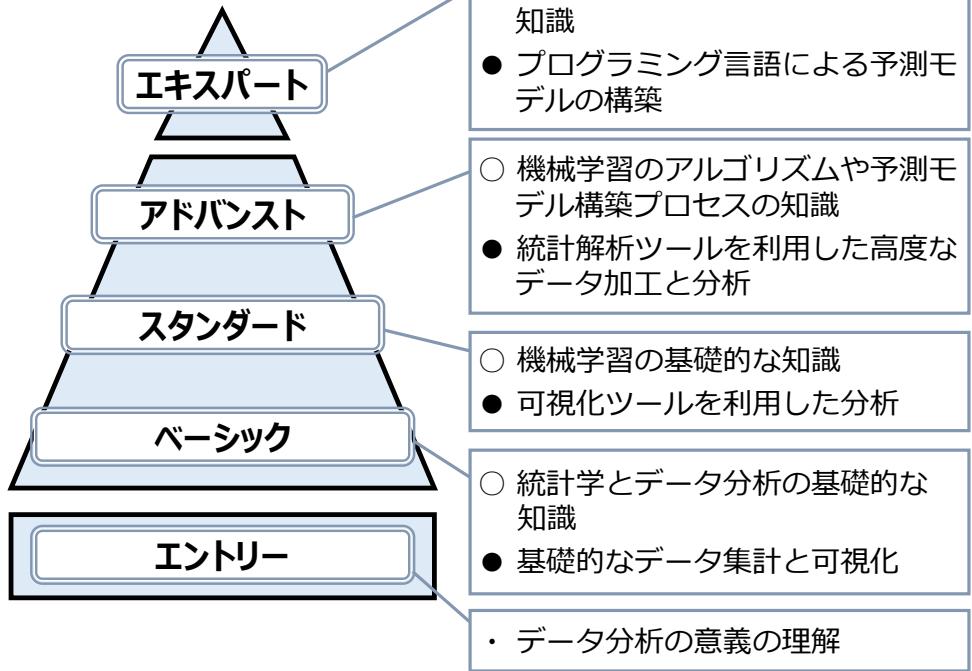
- ・紙からデータ（書面中心からデータ中心の事務へ）
- ・縦割りシステムの解消（税目別データベース等の見直し）
- ・メインフレームからの脱却（オープンシステム化）



人材育成

統計学やAIを活用したデータ分析の実践と業務への活用を推進するため、データリテラシーのレベルに応じた研修体系を整備するなど、人材の育成に取り組んでいます。

【求める知識（○）と技術（●）の例】

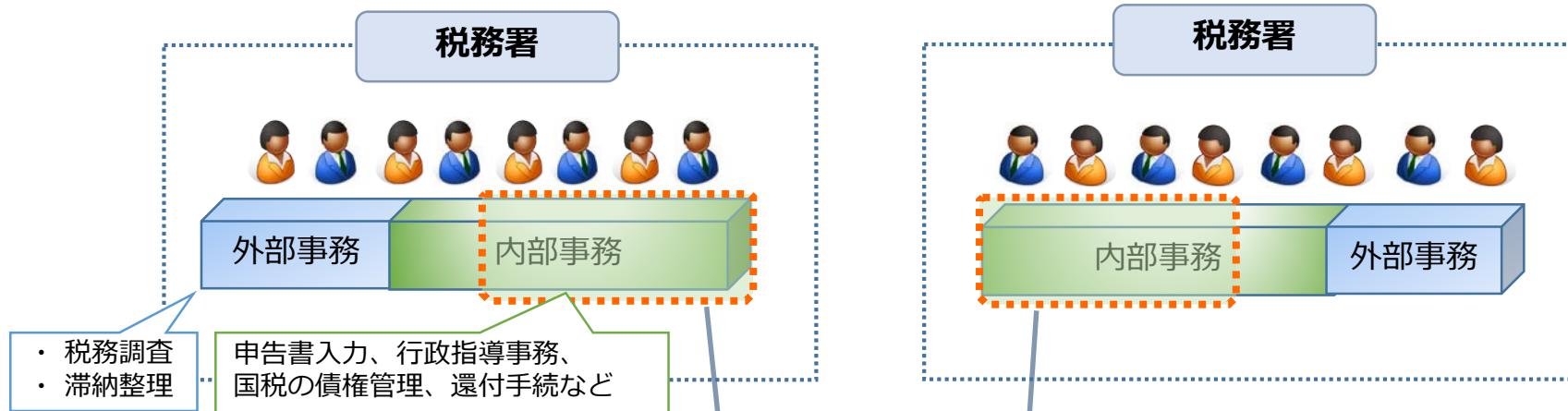


内部事務の集約処理（センター化）

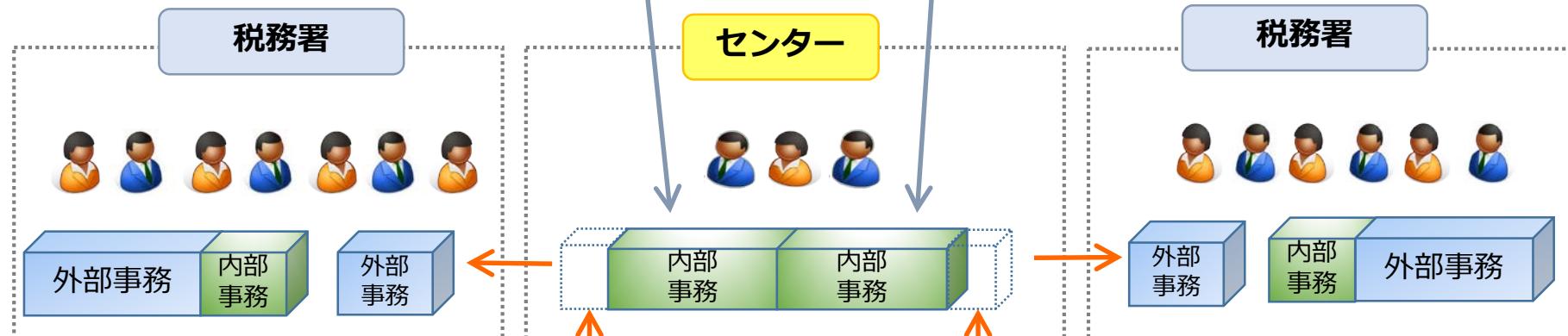
複数の税務署における内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の返還手続、行政指導事務等）を国税局のセンターで集約して処理する「内部事務のセンター化」に取り組んでいます。

(センター化のイメージ)

センター化前



センター化後



目的

- 集約処理を通じて、内部事務のより一層の効率化を図る。
- 効率化により創出されたマンパワーを活用して、納税者サービスの充実や外部事務の充実・高度化を目指す。

関係機関（地方税当局・関係民間団体等）との連携・協調

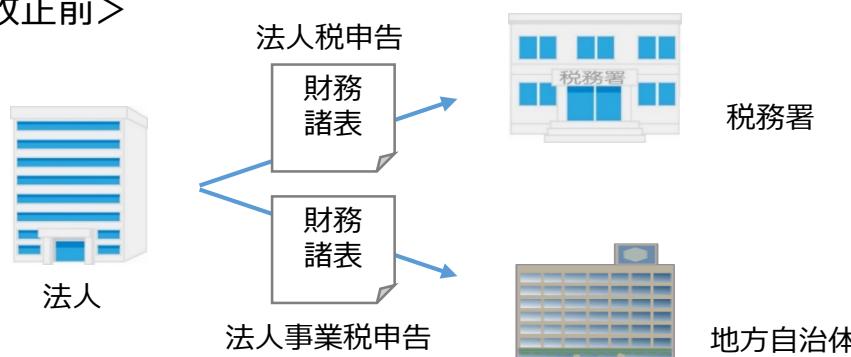
引き続き、他省庁と連携・協調し、ワンスオナリー（一度提出した情報は、二度提出することは不要とする）やワンストップの実現に向けて取り組むとともに、税理士会をはじめとする関係民間団体と連携・協調し、適正納税の確保に向けた取組を推進していきます。

（これまでの取組の例）

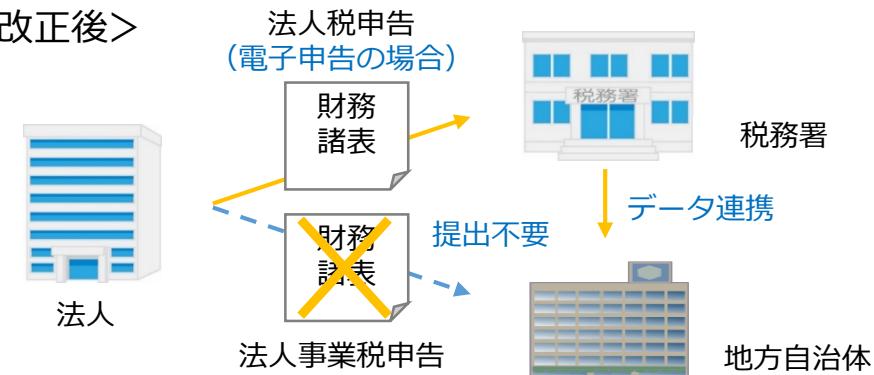
国・地方のデータ連携によるワンスオナリー化（添付書類削減）

これまで国（税務署）と地方の双方に提出が必要であった法人の財務諸表について、国に電子提出した場合は、地方への提出は不要となりました。【令和2年4月以後終了の事業年度分～】

<改正前>



<改正後>



関係民間団体との連携・協調

税理士会をはじめとする関係民間団体の皆様には、電子申告の推進に向けた取組や租税教室の開催など、税務行政に対して多大なるご協力をいただいています。

<関係民間団体による取組の例（主なもの）>

- ・電子申告の推進に向けた周知・広報
- ・マイナンバーカードの取得・促進に向けた周知・広報
- ・確定申告期における無料相談の実施
- ・小中学校等における租税教室の開催